

(適用範囲)

- 第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊者の連絡先
 - (3) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (4) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (5) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊契約の申込みをした者は、当館が宿泊者の氏名、住所、連絡先等を記載した宿泊名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。
- 3 宿泊客が、宿泊中に第1項第3号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。
- 4 宿泊契約の申込みに際し、特別な配慮を必要とする宿泊者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当館は可能な範囲内でこれに応じます。
- 5 前項の申し出に基づき、当館が宿泊客のために講じた特別な措置に要する費用は、宿泊客の負担とします。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊約款は、当館が前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。
- 2 当館が、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申し込みをされ、当ホテルが承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約を取り消すことがあります。
- 3 当館は、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。
- 4 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただくことがあります。

- 5 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 6 第4項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
- 7 当館は、宿泊客のチェックイン時に宿泊料金を請求し、連泊の宿泊客に対し、任意の時期に、既に宿泊された分の精算を請求することがあります。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、繰り返し当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当館内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (6) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項2号に定める特定感染症の患者等(以下、特定感染症の患者等といいます)であるとき
- (8) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われたとき。
- (9) 天災、施設の故障、人員の不足、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、旅館業法第5条1項3号にあたる時。
- (11) 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。
- (12) 当館が、官公署の命令、指示又は勧告等により法令上又は事実上休業せざるを得ないと判断したとき。
- (13) 発熱又は咳き込む宿泊者等につき、官公署の命令、指示又は勧告等により、法令上又は事実上求められる感染予防のための措置を行う、物理的又は人的な余裕が当館にないとき。
- (14) 鹿児島県 条例第5条第3号の規定する場合に該当するとき。

(感染予防対策への協力要請)

第5条 当館は、旅館業法第4条の2の定めにしたがい、宿泊しようとする者に対し、特定感染症の感染防止のために必要な協力を求めることがあります。

- 2 宿泊しようとする者は、正当な理由のない限り、前項の協力の求めを拒否することはできず、正当な理由なく前項の協力の求めに応じず、後に当該者が特定感染症の患者等に該当したときは、当該者の使用により必要となった施設の消毒等の感染予防の措置を行うために要した費用、その間使用できなくなった施設による逸失利益等一切の当館の損害については、当該者が負担するものとします。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、いつでも別紙第2に記載の取消料を当館に支払うことにより、宿泊契約の全部又は一部を解除することができます。

- 2 当館は、宿泊客が連絡をしないで、宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。その場合、当館は、別表第2記載の取消料を申し受けます。

(当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が旅館業法第5条1項3号にあたるとき。

(3) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。

(4) 宿泊客が次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(5) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われたとき。

(7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(8) 鹿児島県 条例第5条第3号の規定する場合に該当するとき。

(9) 客室内及び喫煙所以外での喫煙、消防用設備等にいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

(10) 宿泊契約成立後に第4条(11)に定めることが判明したとき。

(11) 宿泊の申し込みをしたものが、第2条2項に基づく当館の依頼に対し、直ちに応じなかったとき。

(12) 当館が、官公署の命令、指示又は勧告等により法令上又は事実上休業せざるを得ないと判断したとき。

(13) 発熱又は咳き込む宿泊者等につき、官公署の命令、指示又は勧告等により、法令上又は事実上求められる感染予防のための措置を行う、物理的又は人的な余裕が当館にないとき。

(14) 宿泊契約に違反する行為があり、是正を求めたにも求めたにもかかわらず、是正しないとき。

- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。ただし、宿泊客の宿泊中の行為が解除事由に該当することを理由とするときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、違約金としてお支払いいただくことがあります。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び連絡先
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれを呈示していただくことがあります。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料金相当額の30%
- (2) 超過6時間までは、室料金相当額の60%
- (3) 超過6時間以上は、室料金相当額の100%

- 3 前項の室料相当額とは、基本宿泊料(1泊2食)の70%とします。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めてホテル館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間
 - イ. 門限 24時間
 - ロ. フロントサービス 午前7時から午後10時まで
- (2) 飲食等サービス時間
 - イ. 朝食 午前7時から午前9時まで
 - ロ. 夕食 午後6時から午後9時30分まで
- (3) 付帯サービス施設時間

売店 午前7時半から午後10時まで

大浴殿松雲 午前5時から午後3時まで

午後5時30分から午前1時まで

元禄風呂・露天風呂・サウナ

午前5時30分から午前9時30分まで

午後3時から午前0時まで

砂むし温泉 午前6時から午前8時30分まで

午後3時30分から午後10時まで

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、取消料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館に故意または重大な過失がある場合を除き、当館は60万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2 当館では、60万円以上の現金又は時価60万円相当以上の物品はお預かりできません。

- 3 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、30万円を限度として当館はその損害を賠償します。
- 4 当館は、第1項及び第3項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。
(1 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理行える記録媒体に記録されたものを含みます。)

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられて、所有者の指示がない場合は、発見日を含め3ヶ月間保管します。なお、当館が廃棄された物であると認めるものは、当館の判断で廃棄することがあります。
 - 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第3項の規定に準じるものとします。

(駐車責任)

- 第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

- 第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。
- 2 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当館において速やかにその旨を当館に申し出なければなりません。

(管轄裁判所と準拠法)

- 第19条 当館と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当館の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

付則

- 第1条 当館は、平成23年9月1日国土交通省の公示するモデル宿泊約款と同一の約款を当館の宿泊約款と定め、同日施行する。
- 第2条 当館は、令和6年4月1日、宿泊約款の各一部を改正し、同日施行する。

別表第 1 宿泊料金等の内訳 (第 2 条第 1 項及び第 1 2 条第 1 項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料金 (室料 + 朝・夕食代)
	追加料金	②追加飲食 (朝・夕食以外の飲食料) 及びその他の利用料金
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税

- 備考
- 1

基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。
- 2

子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。2歳以上の幼児については、寝具及び食事を提供しない場合でも、施設使用料をいただきます。

別表第2 取消料 (第6条第2項関係)

	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 ～ 1 4 日 前	1 5 日 ～ 2 1 日 前	2 2 日 ～ 3 0 日 前	3 1 日 ～ 4 5 日 前	4 6 日 ～ 6 0 日 前
14名まで	100 %	100 %	50 %	30 %					
15名～40名まで	100 %	100 %	50 %	30 %	20 %	20 %			
41名～80名まで	100 %	100 %	50 %	30 %	20 %	20 %	20 %	10 %	
81名～	100 %	100 %	50 %	30 %	20 %	20 %	20 %	10 %	10 %

- (注)
- 1 %は、基本宿泊料に対する取消料の比率です。
 - 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の取消料を収受します。
 - 3 各宿泊契約・宿泊プランにキャンセルの記載がある場合、その記載内容が優先されます。

別表第3 人員減に伴う取消料 (第6条第2項関係)

	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前 ～ 1 4 日 前	1 5 日 前 ～ 2 1 日 前	2 2 日 前 ～ 3 0 日 前
取消1名につき	100 %	50 %	30 %	20 %	20 %	10 %

- (注)
- 1 %は、基本宿泊料に対する取消料の比率です。